

転載禁止

詳細版

「群馬県障害を理由とする差別解消条例
(仮称)」の構成（たたき台）

この構成（たたき台）は、議論のたたき台としてお示しするものです。
今後、検討会等での御意見等を踏まえながら検討を進めていきます。

平成 30 年 2 月 15 日現在

「群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）」の構成概要（たたき台）

	項目	内容（基本イメージ）	頁
総則	1 目的	・差別の解消と理解の促進により共生社会の実現に資する	1
	2 定義	・「障害者」「社会的障壁」「障害を理由とする差別」等について法に準拠して規定	2
	3 基本理念	・基本的人権の尊重 ・差別解消の取組は理解促進の取組と一体として行う ・障害等に係る問題は全ての人に関係する問題である ・適切な役割分担と相互連携、協働の下に取組を行う	6
	4 差別の禁止	・何人も、障害を理由とする差別をしてはならない	8
	5 県の責務	・理解促進、差別解消施策を総合的・計画的に策定・実施 ・市町村と連携・協力、市町村への情報提供・技術的支援	12
	6 市町村の役割	・地域特性に応じて住民理解を深め、差別解消施策を推進	16
	7 県民の役割	・差別解消の推進に寄与 ・理解促進、県や市町村の施策への協力	18
	8 事業者の役割	・理解促進、県や市町村の施策への協力	20
	9 意見の聴取・相互の連携	・障害者その関係者の意見を聴き、その意見を尊重 ・障害者団体その他社会福祉関係団体との協力、連携	22
	10 財政上の措置	・施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める	24
障害を理由とする差別の解消・障害への理解の促進に関する施策	11 相談機関	・相談窓口の設置 ・関係者への助言、情報提供、関係者間の調整 ・関係行政機関への通告、通報、その他の通知 ・相談に応じ、助言、苦情処理等を行う専門機関等の紹介 ・関係機関との緊密な連携の確保	26
	12 啓発活動	・理解促進 ・交流機会の拡大と充実 ・理解促進に資する情報の提供	30
	13 職員の育成	・専門的知識を有する職員の育成、全ての職員に理解促進	34
	14 教育	・学校教育における適切な就学先の決定、指導支援の促進 ・交流及び共同学習の機会の確保の促進 ・社会教育における理解促進等の取組を市町村や各種社会教育団体等と連携して推進	36
	15 雇用及び就労の促進	・多様な就労の機会を確保、関係機関と連携して個々の障害者の特性に配慮した施策を講ずる	40
	16 情報の取得 意思疎通の手段の確保	・障害の特性に配慮した情報取得と利用、意思表示、意思疎通に必要な施策を講ずる ・障害の特性に配慮した県政情報の提供	44
	17 社会参加活動の推進	・文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会の提供	48
	18 防災	・防災の施策を講ずる場合、障害の特性と状況に配慮する	52
	19 地域協議会	・差別解消法に規定する地域協議会を条例で位置付け	54

1 目的

- ① 障害者に対する理解を広げ、障害を理由とする差別をなくすための取組について、基本理念を定める
- ② 県の責務、市町村・県民・事業者の役割を明らかにする
- ③ 障害を理由とする差別を解消するための施策の基本となる事項を定める
- ④ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する

◎群馬県の考え

- 条例に定める内容の概観を示し、その目的を明らかにする。

(参考)

障害者基本法

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第一条 この条例は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、これに関する施策を総合的に推進することにより、高齢者、障害者等を始めだれもがいきいきと心豊かに日常生活を営み、又は社会活動を行うことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

どの県もほぼ同様に規定している。

2 定義

「障害者」「社会的障壁」「障害を理由とする差別」など定義が必要な事項について、障害者基本法、障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本指針などに準拠して規定

■ 「障害を理由とする差別」の定義

障害者に対して、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことにより、障害者の権利利益を侵害すること

■ 「不当な差別的取扱い」の定義

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供等を拒否する又は提供等に当たって場所・時間等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付ける等により、障害者の権利利益を侵害すること

■ 「合理的配慮」の定義

個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会の提供を受けるために、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

◎群馬県の考え

- 障害者基本法、障害者差別解消法、に準拠して規定する。
- 「障害を理由とする差別」には「合理的配慮をしないこと」も含まれることを明記する。
- 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」について定義する。

(参考)

障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に

日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 基本的な考え方

（1）法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

（中略）

2 不当な差別的取扱い

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さな

い条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。
なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

(中略)

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

「障害者」と「社会的障壁」については、どの県もほぼ同様に規定している。

その他主な定義は次のとおり。

- ア 「差別」について定義【千葉、長崎、茨城、鹿児島、富山、山形、宮崎、愛媛、大分、静岡】
- イ 「障がい児」「暮らしやすい地域づくり」について定義【北海道】
- ウ 「不利益な取扱い」について定義【岩手】
- エ 「不均等待遇」について定義【長崎】
- オ 「合理的配慮（の提供）」について定義【長崎、茨城、山形、大分、静岡、福岡】
- カ 「共生社会」について定義【山梨】
- キ 「不当な差別的取扱い」について定義【静岡、福岡】
- ク 「事業者」について定義【福岡】

3 基本理念

- ① 全ての障害者は、障害者でない者と等しく、障害を理由として差別を受けず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する
- ② 障害を理由とする差別をなくす取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならないこと
- ③ 誰もが障害を有することとなる可能性があること、障害及び社会的障壁に係る問題は、障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、その理解が深められること
- ④ 共生社会を推進するための取組は、県、県民、事業者、市町村、国その他関係機関の、適切な役割分担と相互の連携、協働の下に行われること

◎群馬県の考え

- 障害者基本法及び他県条例の規定を参考に規定する。
- 障害者の基本的人権について規定する。
- 差別の多くが誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、差別解消の取組は理解促進の取組と一体で行われなければならないことを示す必要がある。
- 「障害は障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であること」の認識を促す必要がある。
- 共生社会推進の取組は、適切な役割分担と相互の連携、協働の下に行われる必要がある。

(参考)

障害者基本法

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（関連規定なし）

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

- ア 誤解・偏見・理解不足等の解消、障害についての知識・理解を深める取組【多数】
- イ 全ての人の問題として認識すべき【多数】
- ウ 誰もが障害を有することとなる可能性がある【長崎、茨城、鹿児島、富山、愛知、宮崎、愛媛、香川】
- エ 各主体の相互連携・協力、社会全体での取組【千葉、北海道、熊本、沖縄、京都、愛知、栃木、香川】
- オ 性別、年齢等による複合的な要因による困難な状況に応じた配慮【京都、宮崎、大分、静岡、香川】
- カ 差別する側と差別される側に分けて一方的に非難し制裁を加えるものであってはならない【長崎、茨城、愛媛】
- キ 社会的障壁の除去を進める【福岡】
- ク 全て障害のある人は、その社会参加を制約している社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮がされることにより、社会の様々な分野に参加し、協力することができる【香川】
- ケ 紛争の防止・解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とする【福岡】
- コ 紛争の防止・解決に当たっては、当事者がお互いの理解に努め、対等な立場で建設的な対話によること【香川】
- サ 県外から訪れる障害のある人に対しても、その状況に応じ配慮がされる【香川】

4 差別の禁止

① 何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

◎群馬県の考え

- 「障害を理由とする差別」をすることは、何人も禁止する
- 「障害を理由とする差別」の定義は次のとおりである（「2 定義」にて定義）
 - ・ 障害者に対して、
 - ・ 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること 又は
 - ・ 合理的配慮をしないこと により、
 - ・ 障害者の権利利益を侵害すること
- 「不当な差別的取扱い」の定義は次のとおりである（「2 定義」にて定義）
 - ・ 障害者に対して、
 - ・ 正当な理由なく
 - ・ 障害を理由として、
 - ・ 財・サービスや各種機会の提供等を拒否する 又は
 - ・ 提供等に当たって場所・時間等を制限する、
 - ・ 障害者でない者に対しては付さない条件を付ける 等により、
 - ・ 障害者の権利利益を侵害すること
- 「合理的配慮」の定義は次のとおりである（「2 定義」にて定義）
 - ・ 個々の場面において、
 - ・ 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、
 - ・ その実施に伴う負担が過重でないときは、
 - ・ 障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために 又は
 - ・ 障害者でない者と同等の機会の提供を受けるために、
 - ・ 社会的障壁の除去の実施について、
 - ・ 必要かつ合理的な配慮を行うこと

(参考)

障害者基本法

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

ア 「差別の禁止」に関する規定の有無

a. 「差別の禁止」に関する規定あり：24

b. 「差別の禁止」に関する規定なし：2【山形※、大阪】

※ 山形は、「県民と事業者」は、「不当な差別的取扱い」の「防止」と、「合理的配慮」に関する「知識と理解を深め、実践」し、差別解消に積極的に取り組むよう規定

イ 義務の名宛て人

a. 「障害を理由とする差別」に「合理的配慮をしないこと」も含めて定義した上で、「何人」あるいは「全ての県民」に「障害を理由とする差別」を禁止：7【千葉、岩手、長崎、茨城、富山、愛媛、大分】

b. 「障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為」を「何人」あるいは「全ての県民」に禁止（基本法の規定に準拠）：3【徳島、岐阜、香川】

c. 「不当な差別的取扱い」について、「県」「事業者」は禁止：4【京都、愛知、山梨、静岡】

d. 「不当な差別的取扱い」について、「県」「事業者」「県民」は禁止：1【北海道】

e. 「不当な差別的取扱い」又は「不利益な取扱い」について、「何人」も禁止：8【熊本、沖縄、鹿児島、奈良、宮崎、栃木、埼玉、福岡】

- f. 「合理的配慮の提供」について、「県」は「法的義務」、「事業者」は「努力義務」（差別解消法の規定に準拠：6【京都、愛知、山梨、宮崎、埼玉、静岡】
- g. 「合理的配慮の提供」について、「県」は「法的義務」、「事業者」「県民」は「努力義務」：1【北海道】
- h. 「合理的配慮の提供」について、「県」は「法的義務」、「県民」は「努力義務」：1【栃木】
- i. 「合理的配慮の提供」について、「何人」も「努力義務」：1【福岡】
- j. 「配慮又は支援」に、「県民」「事業者」は「努めるものとする」：1【鳥取】
- k. 「合理的配慮の提供」について、「何人」も「しなければならない」：3【沖縄、富山、奈良】
- l. 「合理的配慮の提供（社会的障壁の除去）」についての主語がない（基本法の規定に準拠）【熊本、鹿児島、徳島、愛媛、大分、】

ウ 差別の定義

- a. 事業分野別に差別を規定：1 2【千葉、熊本、長崎、沖縄、京都、鹿児島、奈良、山梨、山形、宮崎、栃木、大分】
- b. 包括的に差別を規定：1 2【北海道、岩手、茨城、富山、愛知、徳島、埼玉、岐阜、愛媛、静岡、福岡、】

5 県の責務

- ① 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する
- ② 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消のための施策を実施する場合に協力する
- ③ 県は、市町村に対し、情報の提供、技術的な支援に努める
- ④ 県は、市町村と連携・協力して施策を策定し、実施するよう努める

◎群馬県の考え

- 基本的な県の責務、県と市町村の連携について規定する。
- 県の基本的な責務として、基本理念を踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げ、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することを明らかにする。
- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進める際、住民に最も身近な自治体である市町村の役割は、きわめて重要であり、それぞれの市町村において、地域特性に応じた施策が展開されることが期待される。
- 県は、市町村の施策実施に協力するとともに、情報の提供、技術的な支援に努めることとする。
- また、県の施策を策定する際には、市町村と連携・協力して実施するよう努める必要がある。
- なお、群馬県では、障害者施策の基本方針を総合的・分野横断的に示すものとして、「障害者プラン」を策定している。この「障害者プラン」において、障害を理由とする差別の解消に関する施策について定め、総合的かつ計画的に推進していくことで、障害及び障害者に対する理解を広げ、障害を理由とする差別を解消していく。また、県の施策を策定する際には、市町村と連携・協力して実施するよう努める必要がある。

(参考)

障害者基本法
第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
人にやさしい福祉のまちづくり条例
第三条 県は、県民及び事業者と協力し、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。
2 県は、その設置し、又は管理する施設等について、だれもが安全かつ快適に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。
3 県は、その提供するサービス及び情報について、だれもがこれを円滑に受け入れられるよう努めるものとする。
第七条 知事は、次に掲げる事項を基本として、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定するものとする。
一 だれもがいきいきと心豊かに日常生活を営み、又は社会活動を行うに当たり、これらを困難にする障壁を取り除き、又は障壁を設けないようにするための施策を推進するとともに、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者が行う活動を支援すること。
二 県民及び事業者が、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、理解を深め、県の施策に協力して自主的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
三 だれもが自立した日常生活又は社会活動を目指し、地域において支え合いながら共に暮らすことができる地域社会づくりを推進すること。
四 だれもが安全かつ快適に利用できるよう、県が設置し、又は管理する施設等の整備を図るとともに、事業者が設置し、又は管理する施設等の整備を促進すること。
2 知事は、前項に規定する基本方針を策定し、又は変更したときは、これらを公表するものとする。
他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）
①の部分については、どの県もほぼ同様に規定している。
市町村との連携については、次のとおり。
ア <u>県は、市町村が障害者差別解消のための施策を実施する場合に協力する【多数】</u>
イ <u>県は、市町村に対し、情報の提供、技術的な支援に努める【多数】</u>
ウ <u>県は、市町村と連携・協力して施策を策定し、実施するよう努める【熊本、長崎、沖縄、鹿児島、富山、愛知、山梨、徳島、山形、埼玉、大阪、静岡】</u>
エ <u>必要な施策を推進するよう努める【岩手、長崎、愛媛】</u>
オ <u>施策を策定し、実施するよう努める【長崎、福岡】</u>

- カ 障害者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努める【鳥取】
- キ 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策の作成・実施を求める【鹿児島】
- ク 県は、市町村に対し県の施策に必要な協力を求めることができる【宮崎】
- ケ 県と市町村は各々が実施する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携し、協力する【栃木】
- コ 障害者差別の相談に応じる【愛媛】
- サ 地域の実情に応じて、障害等に関する住民の理解を深めるとともに、障害者差別解消に関する施策を推進するよう努める【香川】

(参考) ※重複あり

- ・ 「連携」：16【千葉、北海道、熊本、長崎、富山、奈良、山梨、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、岐阜、大阪、大分、静岡】
- ・ 「支援」：5【鹿児島、山形、埼玉、岐阜、大阪】
- ・ 「協力」：2【宮崎、栃木】
- ・ 「役割」：4【岩手、長崎、福岡、香川】
- ・ 「責務」：2【愛媛、鳥取】
- ・ 「実施要請」：1【鹿児島県】

市町村についての規定なし：1【愛知】※「県の責務」の中に市町村との連携を規定

6 市町村の役割

- ① 市町村は、県と連携して、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする

◎群馬県の考え

- 市町村の役割について規定する。
- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進める際、住民に最も身近な自治体である市町村の役割は、きわめて重要であり、それぞれの市町村において、地域特性に応じた施策が展開されることが期待される。
- 県と連携して、地域の特性に応じて、住民の理解を深め、差別の解消に関する施策を推進するよう努めることが必要。

(参考)

障害者基本法

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【岩手】（市町村の役割）

市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

【長崎】（市及び町の役割）

市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【鹿児島】（市町村への要請及び支援）

県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。

- 2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとする

きは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

【栃木】（県と市町村との協力）

県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

【愛媛】（市町の責務）

市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じることその他の障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする。

【福岡】（市町村の役割）

市町村は、障がいを理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

【鳥取】（市町村の責務）

市町村は、基本方針にのっとり、第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。

【香川】（市町村の役割）

市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障害等に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

7 県民の役割

- ① 基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努める
- ② 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深めるよう努める
- ③ 県民の理解を促進するために、障害者自身やその家族が、自らの障害や、社会的障壁を取り除くための方法を伝え、理解を得るよう努める
- ④ 障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める
- ⑤ 県や市町村が実施する施策に協力するよう努める

◎群馬県の考え

- 県民の役割について規定する。
- 障害を理由とする差別をなくすためには、全ての県民が障害及び障害者への理解を深めるよう努めることが必要。
- 障害者自身も理解を得るように努めること、またそのために、障害者が支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境を実現することも必要。
- 県や市町村が実施する施策に協力することが必要

(参考)

障害者基本法

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第四条 県民は、人にやさしい福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、介助を必要とする高齢者、障害者等に対し、親切に対応すること並びに家庭及び地域において思いやりのある心をはぐくむことその他人にやさしい福祉のまちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、高齢者、障害者等に配慮して整備された生活関連施設、公共輸送車両等若しくは公共工作物又は提供された物品若しくはサービスについて高齢者、障害者等による利用を妨げな

いようにしなければならない。

第十七条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、県民又は事業者に対する技術的援助に努めるものとする。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

(平成 29 年 2 月 20 日 ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定)

II. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

(4 段落目より抜粋)

障害のある人自身やその家族も「障害の社会モデル」を理解し、障害者差別解消法を踏まえ、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることも重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

※「障害の社会モデル」とは

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え。障害者権利条約に反映された理念。

他県条例上の関連規定 (H30 年 1 月現在、26 道府県が関連条例を制定)

ア 基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深める【多数】

イ 県(市町村)の施策に協力するよう努める【多数】

ウ 障害者(及びその関係者)は、障害の特性・障害による生活上の困難(社会的障壁)を周囲の人に伝え、理解が得られるように努める【千葉、岩手、茨城、鹿児島、宮崎、岐阜】

エ 障害者は、障害の特性と社会的障壁の除去のために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、適切な支援が得られ、障害等に対する理解の促進が図られるように努める【香川】

オ 障害者(とその家族)が社会的障壁の除去に必要な支援を周囲に気兼ねなく求めることができる(生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい)(合理的配慮を求めることができる)社会環境の実現に寄与するよう努める【茨城、宮崎、静岡、福岡、香川】

カ 障害者への支援に努める【岩手、茨城】

キ 障害者の家族に必要な配慮をするよう努める【岩手】

ク 障害者関係団体が実施する施策・取組に協力するよう努める【岐阜】

(参考)

- ・ 「責務」：9【京都、鹿児島、富山、愛知、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分】
- ・ 「役割」：16【千葉、北海道、岩手、熊本、長崎、沖縄、茨城、奈良、山梨、山形、宮崎、岐阜、静岡、福岡、鳥取、香川】
- ・ 「協力・連携」：1【徳島】

8 事業者の役割

- ① 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深めるよう努める
- ② 県や市町村が実施する施策に協力するよう努める

◎群馬県の考え

- 事業者の役割について規定する。
- 県民の役割の考え方を踏まえれば、事業者についても、障害及び障害者への理解を深めるよう努めること及び、県や市町村が実施する施策に協力することが必要。

(参考)

障害者基本法

(規定なし)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人にやさしい福祉のまちづくりのため、その所有し、又は管理する施設等及び提供するサービス又は情報について、必要な措置を講ずるとともに、県が実施する人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第十七条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、県民又は事業者に対する技術的援助に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

- ア 障害及び障害のある人に対する理解を深める【北海道、岩手、長崎、茨城、奈良、山形、宮崎、埼玉、岐阜、大阪、愛媛、静岡】
- イ 県（市町村）の施策に協力するよう努める【北海道、岩手、長崎、茨城、奈良、愛知、山形、宮崎、大阪、愛媛、静岡、福岡、鳥取】
- ウ 障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める【長崎、茨城、宮崎】
- エ 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、設置する施設の構造の改善、設備の整備、関係職員に対する研修との他の環境の整備に努める【京都、愛知】
- オ 障害者差別解消に必要な措置を講ずるよう努める【愛知、福岡】
- カ 障害者への支援に努める【岩手、茨城】
- キ 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努める【埼玉】
- ク 障害者の家族に必要な配慮をするよう努める【岩手】
- ケ 共生社会の推進に寄与するよう努める【埼玉】
- コ 障害者雇用に関し、能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与え、雇用環境を整備するなど適正な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努める【岐阜】
- サ 障害者が利用しやすいサービスを提供する【鳥取】

シ 障害者が働きやすい環境を整備する【鳥取】

ス 労働者に対する差別的取扱いの禁止【京都】

(参考)

- ・ 「責務」：4【愛知、埼玉、大阪、愛媛】
- ・ 「役割」：11【北海道、岩手、長崎、茨城、奈良、山形、宮崎、岐阜、静岡、福岡、鳥取】
- ・ 「連携」：1【徳島】
- ・ 規定なし：9【千葉、熊本、沖縄、京都、鹿児島、富山、山梨、栃木、大分、香川】

9 意見の聴取・相互連携

- ① 県は、障害についての理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する施策を策定し、実施するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める
- ② 県は、障害についての理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する施策を策定し、実施するに当たっては、障害者団体その他の社会福祉関係団体と協力し、連携して取り組む

◎群馬県の考え

- 県が施策を策定・実施する際に、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重することは重要。
- 県が施策を策定・実施する際には、障害者団体等と協力し、連携して取り組むことが必要。

(参考)

障害者基本法

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第六条 県、県民及び事業者は、相互に連携し、人にやさしい福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

第八条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を実施するときは、広く県民の意見を聴き、当該意見を反映させるよう努めるものとする。

第十四条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、ボランティア活動を行うもの、特定非営利活動法人、地域における諸団体等と協働し、地域の実情に応じた施策の推進に努めるものとする。

2 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、地域において住民が互いに支え合いながら行う高齢者、障害者等に対する介助、子育て支援等の活動を支援するための施策の推進に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【岩手】 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

【山梨】 県は、共生社会構築のための施策を策定し、実施するに当たり、障害者団体等から意見を聴くよう努める

【岐阜】 県は、障害者関係団体が行う取組への連携、活動に関する普及啓発を行う

【京都、徳島】 県は、障害者の権利擁護・社会参加等に関する施策（共生施策推進施策）の策定・実施に当たり、市町村・県民・事業者と協力（協働）・連携して取り組む

【福岡】 県は、事業者及び行政機関に対し事業分野別の合理的配慮等の情報の提供、啓発を行うときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

10 財政上の措置

- ① 県は、障害についての理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める

◎群馬県の考え

- 障害を理由とする差別をなくすための施策の着実な実行と一層の充実が図れるよう、財政上の措置を講ずる必要がある。

(参考)

障害者基本法

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十八条 県は、県民又は事業者が人にやさしい福祉のまちづくりに関する活動を自主的に行うに当たり、必要があると認めるときは、予算の範囲内において助成その他の措置を講ずることができる。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

ア 「講ずるものとする」：5【千葉、長崎、京都、富山、鳥取】

イ 「講ずるよう努めるものとする」：20【北海道、岩手、熊本、沖縄、茨城、鹿児島、奈良、愛知、山梨、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、岐阜、愛媛、大分、静岡、福岡、香川】

ウ 「なし」：1【大阪】

11 相談機関

- ① 県は、障害を理由とする差別に関する相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口を設置する
- ② 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、その内容に応じて、次に掲げる措置を講じるものとする
 - ・ 関係者に必要な助言、情報提供を行うこと
 - ・ 相談に係る関係者間の調整を図ること
 - ・ 関係行政機関への通告、通報、その他の通知を行うこと
 - ・ 障害を理由とする差別に関する相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う国、県、市町村等が設置する機関、その他の関係機関を紹介すること
 - ・ その他相談に係る関係者及び関係機関に対する必要な支援を行うこと
- ③ 県は、②の措置を円滑に講ずるため、関係機関との緊密な連携の確保に努める

◎群馬県の考え

- 県に相談窓口を設置する必要がある。
- 相談を受けたときは、当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進する必要がある。
- 県の窓口は、その内容に応じて、関係者への助言・情報提供を行い、関係者間の調整を図るとともに、相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う国、県、市町村等が設置する機関等を紹介する必要がある。
- 関係機関との緊密な連携の確保が必要である。

※ 紛争解決については、既存の紛争解決機関を活用する

前橋地方法務局や群馬労働局など、既存の紛争防止・解決機関において人権等に関する事案を扱っており、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導等を行う仕組みが既にあることから、群馬県では、把握した事例を必要に応じて既存の紛争解決機関につないでいくことで調整・紛争解決を図っている。

更に、障害者差別解消法に基づき、事業所を所管する主務大臣が、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告することができると規定されていることから、群馬県では、把握した事案を適宜関係省庁等につなぎ、必要に応じて対応状況等を関係省庁等に確認することで対応している。

相手の理解が得られないなど相談では解消できない事案については、新規の機関を設置して対応するのではなく、こうした既存の制度や権限のある機関を十分に活用することが、時間的にも効果の面でも有効である。

(参考)

障害者基本法

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

■ 相談体制

ア 相談体制に関する規定を設けている：24【千葉、北海道、熊本、長崎、沖縄、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、愛知、山梨、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分、静岡、福岡、鳥取、香川】

イ 相談体制に関する具体的な規定がない：2【岩手、岐阜】

<相談体制に関する具体例>

(ア) 広域（都道府県）によける専門相談員の配置について規定

i. 規定あり：19【千葉、熊本、長崎、沖縄、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、山梨、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分、福岡】

ii. 規定なし：4【北海道、愛知、静岡、鳥取、香川】

(イ) 相談に対して行う措置

i. 関係者へ助言、情報提供：20【千葉、熊本、長崎、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、山梨、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分、静岡、鳥取、香川】

ii. 関係者間の調整：19【千葉、熊本、長崎、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、

- 山梨、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分、静岡、香川】
- iii. 関係行政機関への通告、通報、通知：17【千葉、熊本、長崎、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、徳島、山形、宮崎、栃木、埼玉、愛媛、大分、静岡、香川】
 - iv. 関係行政機関の紹介：2【千葉、鳥取】
 - v. 関係機関への連絡、情報提供：1【山梨】
 - vi. 関係機関との緊密な連携の確保：1【鳥取】

■ 紛争解決の仕組み

ア 紛争解決の仕組みの規定がある：21【千葉、北海道、熊本、長崎、沖縄、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、愛知、徳島、宮崎、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分、静岡、福岡、香川】

イ 紛争解決について条例で規定していない：5【岩手、山梨、山形、岐阜、鳥取】

<紛争解決の仕組みに関する具体例>

(ア) 権限行使に関わる第三者機関関連

- i. 規定あり：19【千葉、北海道、熊本、長崎、沖縄、京都、鹿児島、富山、奈良、愛知、徳島、宮崎、栃木、大阪、愛媛、大分、静岡、福岡、香川】
- ii. 規定なし：2【茨城、埼玉】

(イ) 公表について

- i. 規定あり：19【北海道、熊本、長崎、京都、茨城、鹿児島、富山、奈良、愛知、徳島、宮崎、栃木、埼玉、大阪、愛媛、大分、静岡、福岡、香川】
- ii. 規定なし：2【千葉、沖縄】

12 啓発活動

- ① 県は、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う
- ② 県は、障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進する
- ③ 県は、障害についての理解の促進に資する情報を県民に対し提供する

◎群馬県の考え

- 障害に対する理解及び関心の欠如、障害に関する知識の不足などが原因で、障害者への偏見や差別が生じる場合がある。
- 県は、障害を理由とする差別をなくすため、障害及び障害者への理解促進に向けた啓発や、障害者と障害者でない者との交流機会の提供に努める必要がある。
- 県は、障害及び障害者への理解を深め、差別の解消を進めるために、その情報を県民に提供する必要がある。

(参考)

障害者基本法

(関連規定なし)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十一条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、これらの者の自主的な取組を促進するため、啓発活動に努めるものとする。

第十二条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する情報を収集するとともに、県民及び事業者に対し、適切な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、だれもが日常生活又は社会活動に関する情報を円滑に受け入れられるようにし、又は意見を円滑に表示できる手段の確保に努めるものとする。

第十六条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、施設等に係る調査、研究及び技術開発並びにサービス及び情報の提供に係る調査及び研究を促進するとともに、これらの成果の普及を図るよう努めるものとする。

第十七条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、県民又は事業者に対する技術的援助に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

ア 啓発活動について、交流機会の拡大等も含めて規定【多数】

イ 啓発の規定とは別に交流機会の拡大について規定

【岩手】県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実を図るとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【京都】府は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習その他の障害者と障害者でない者との交流を積極的に推進することによって、その相互理解を促進するものとする。

【徳島】県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

【埼玉】県は、障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

【岐阜】県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

ウ 情報提供について規定

【千葉】知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

【北海道】道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

【岩手】県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に対し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【山形】県は、＜県民が障害に対する理解を深める＞取組を推進するため、県民等に対し、障がいを理由とする差別に関する情報を提供するものとする。

【福岡】県は、前条の規定の趣旨が、障がいのある人の日常生活又は社会生活において広く実現されるよう、次に掲げる分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に当たり特に配慮すべき具体的事項について情報を集積し、当該分野に携わる事業者及び行政機関等に対する必要な情報の提供及び啓発を行わなければならない。

- 一 障がい福祉事業、介護保険事業、保育事業その他の福祉サービスの分野
- 二 医療の分野
- 三 労働及び雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の分野

六 多数の者の利用に供される建築物の利用の分野

七 公共交通機関の利用の分野

八 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引の分野

九 多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領の分野

十 前各号に掲げるもののほか、商品、サービス及び役務の提供の分野その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関わりのある分野

2 県は、前項の規定による情報の提供及び啓発を行おうとするときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

13 職員の育成

- ① 県は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障害に関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障害についての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努める

◎群馬県の考え

- 障害のある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障害に関する専門的知識を有する職員の育成を図ることが必要である
- すべての職員が障害についての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めることも必要である

(参考)

障害者基本法

(関連規定なし)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十五条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する専門的な知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【岩手】県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【埼玉】県は、障害者に対して適切な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、専門的知識又は技能を有する職員の育成、配置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【京都、愛知】県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

【福岡】県は、県の職員に対し、障がいのある人から直接話を聞く機会を設ける等、法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修及び啓発を行うことにより、障がい及び障がいのある人への理解の増進に努めなければならない。

14 教育

以下の3つの方向性を条例の構成として考える

- 1つは、県は、学校教育において、障害のある子どもに対する適切な就学先の決定や指導・支援の促進が図られるようにすること。
- 2つは、県は、学校教育において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、相互に理解を深め合う、交流及び共同学習の機会確保の促進が図られるようにすること。
- 3つは、県は、市町村や各種社会教育団体等と連携し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害者差別解消の重要性について認識することができるよう、社会教育における各種取組を推進する必要があること。また、県及び市町村は、障害者の社会教育施設等の利用にも十分配慮する必要があること。

◎群馬県教育委員会の考え

- 障害に対する正しい理解に基づいて、保護者と合意形成を図りながら、学びの場となる就学先を決定していくという取組は極めて重要である。また、障害のある子どもが通うそれぞれの学びの場においては、子どもの発達や特性に十分配慮し、一人一人の教育的ニーズに応じて、自立・社会参加に向けた教育を適切に行うことが欠かせない。
- 障害の有無に関わらず、互いのよさを認め合って、協働していく態度を子どもたちに育てていくことは、共生社会の実現に向けて、学校教育として取り組むべき重要な課題の一つである。子どもたちの相互理解に係る教育活動は、年齢や地域等にかかわらず、その時々の発達課題に応じて行うべきであるので、各学校において交流及び共同学習を積極的に進めることができるようにしていくことが肝要である。
- 障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するためには、県が市町村や各種社会教育団体等と連携し、研究会等の各種取組を推進していくことで、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害者差別解消の重要性について認識することが重要である。

(参考)

障害者基本法

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(関連規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十三条 県は、児童等が人にやさしい福祉のまちづくりに関する理解を深め、思いやりのある心をはぐくむよう教育の充実を努めるものとする。

2 県は、県民及び事業者が人にやさしい福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、これらの者が自主的な活動に取り組むことができるよう学習の機会の提供に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【北海道】道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

【岩手】県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実を努めるものとする。

2 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。

【沖縄】県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

【富山】県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

【山梨】県は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童、生徒等が障害者でない児童、生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者である児童、生徒等と障害者でない児童、生徒等との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童、生徒等を育成するため、福祉教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

【山形】県は、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習の機会の確保並びに福祉に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

【宮崎】県は、学校、家庭、地域社会等において、子どもが障がい及び障がいのある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

【栃木】県は、県民が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

【徳島】県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

【埼玉】県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害者並びに共生社会に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

2 県は、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、障害者が障害者でない者と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

【岐阜】県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

【大分】教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない

【鳥取】

(教育環境の整備)

県及び市町村は、障がい者が年齢、能力及び障がいの特性に応じた十分な教育を受けられるよう、点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援に努めるものとする。

2 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切

な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。

3 県は、教育に従事する者が、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう、当該従事者に対して研修を実施するものとする。

4 教育に従事する者は、障がい者への教育に当たっては、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(福祉教育の機会の確保)

県及び市町村は、県民が年少期から障がい及び障がい者について学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

2 県民は、年少期からの教育を通じて、障がい及び障がい者について学び、理解を深めるよう努めるものとする。

15 雇用及び就労の促進

- ① 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力を十分に発揮して、適性に合った職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする

◎群馬県の考え

- 障害者が社会や地域で生き生きと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが必要。このため、働く意欲のある障害者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保できるようにする必要がある。
- 障害者の雇用及び就労を促進するため、県だけでなく各関係機関が連携して、障害者の雇用・就労について、必要な施策を講じる必要がある。

(参考)

障害者基本法

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(関連規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十九条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者等が文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動並びに地域活動に参加することができるようその機会の提供に努めるものとする。

2 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者等がその意欲、能力及び適性に応じて就労の機会が確保され、又は自立した経済活動が営めるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【北海道】道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就

労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。)における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

- 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。
- 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。
- 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

【沖縄】 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。

【京都】 府は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるものとする。

- 2 府は、障害者の雇用及び就労について事業者及び一般府民の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を講じるものとする。

【山梨】 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、障害者の雇用及び就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他必要な施策を講ずるものとする。

【徳島】 県は、障がいのある人の地域における活躍の場が増えるよう、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等その他関係団体と連携し、障がいのある人が就労その他の生産活動により供給する物品又は役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

【山形】 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に適合する職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

【埼玉】 県は、共生社会の実現に向けて、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会の拡大に必要な施策を講ずるものとする。

【鳥取】 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 企業、行政機関その他の関係機関と連携し、及び協力して、障がい者の希望及び適性

に応じた雇用契約に基づく就労を一層促進すること。

- (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。
- 2 事業者は、前項第1号の規定による県及び市町村の施策に協力し、障がい者の就労の促進を図るよう努めるものとする。
 - 3 就労継続支援事業所は、第1項第2号の規定による県及び市町村の施策に協力するとともに、賃金及び工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

16 情報の取得・意思疎通の手段の確保

- ① 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるようにするため、必要な施策を講ずる
- ② 県は、①の施策を講ずる場合、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、その障害の特性に配慮する
- ③ 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行う

◎群馬県の考え

- 差別の解消を図る上で、障害者が必要な情報を取得することは不可欠である。
- 障害の特性に基づく意思疎通の手段の選択と利用の機会が十分に確保されていないため、障害者が地域で生活するに当たり支障をきたしている場合がある。
- 県は、障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示し、意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずる必要がある。
- 情報取得・意思疎通に係る施策は障害の特性に配慮して講ずる必要がある。
- 県は、県政に関する情報を、可能な限り障害者に配慮した多様な形態、手段、様式によって提供する必要がある。

(参考)

障害者基本法

- 第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用への推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
 - 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(関連規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十二条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する情報を収集するとともに、県民及び事業者に対し、適切な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、だれもが日常生活又は社会活動に関する情報を円滑に受け入れられるようにし、又は意見を円滑に表示できる手段の確保に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【沖縄】県は、障害のある人に関する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ずるものとする。

【山梨】県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。

【徳島】

(情報の取得及び意思疎通における障壁の除去)

県は、障がいのある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の支援を行う場合においては、障がいの特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障がいの特性に配慮して行うものとする。

3 県は、第一項の支援を行う場合においては、障がい福祉に関して専門的な識見を有する機関と連携して、最新の知見に基づき行うよう努めるものとする。

(障がいのある人に配慮した情報発信等)

県は、障がいのある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障がいのある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(意思疎通等の手段の普及)

県は、県民及び事業者において、点字、音声、字幕、文字表示、わかりやすい表現、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にする機器をいう。）その他の障がいのある人にとって利用しやすい方法により、障がいの特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、手話が言語であるとの認識に基づき、県民及び事業者において手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を行うものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

県は、市町村と連携して、点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者（以下「意思疎通支援者」という。）の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。

3 県は、市町村と連携して、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

【山形】県は、障がい者の言語その他の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の確保及び拡大を図るために必要な施策を講ずるものとする。

【埼玉】県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障害者に対しその安全を確保するため、必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする。

【岐阜】県は、市町村その他の関係機関、ろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を利用した情報発信に努めるものとする。

【愛媛】県は、障がい者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な支援を行うものとする。

【福岡】県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。

一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化

二 介助者等の人的支援

三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

【鳥取】県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 視覚に障がいがある者（第3号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。）に対しては、音声、点字、手書き文字（相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。）、拡大文字（視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。）、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚に障がいがある者（次号に掲げる者を除く。以下「聴覚障がい者」という。）に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 視覚及び聴覚に障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字（手の指の形を用いて文字を表現することをいう。）、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がいがある者（以下「知的障がい者」という。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

- (7) 発達障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。
- 2 県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。
- 3 県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。
- (1) 視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施
- (2) 手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実
- (3) 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営
- (4) 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援

17 社会参加活動の推進

- ① 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加することができるよう、その機会の提供に努めるとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会を提供することによって、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

◎群馬県の考え

- 障害者が文化芸術活動やスポーツ活動等に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進につながるため、参加できる機会の提供に努める必要がある。
- 障害者と障害者でない者が、共に文化芸術活動、スポーツ等に親しむことができる機会を提供することは、相互理解を促進するとともに、障害者の積極的な社会参加につながるため、促進する必要がある。

(参考)

障害者基本法

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(関連規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十九条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者等が文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動並びに地域活動に参加することができるようその機会の提供に努めるものとする。

2 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者等がその意欲、能力及び適性に応じて就労の機会が確保され、又は自立した経済活動が営めるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【沖縄】 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

【京都】 府は、障害者がその障害の種類及び程度にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等（以下「文化芸術活動等」という。）に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講じるものとする。

2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解

が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

【山梨】 県は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講ずるものとする。

【徳島】

(障がい者スポーツの振興)

県は、スポーツを通じて、障がいのある人が心身の健康を保持増進し、体力及び運動能力を向上させるとともに、スポーツ活動（スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営にかかわる活動をいう。以下同じ。）により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに参加する機会の提供等)

県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様なスポーツ活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者その他障がい者スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

県は、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障がい者スポーツの選手を育成するため、障がい者スポーツにおける競技水準の向上に努めるものとする。

(文化芸術活動の振興)

県は、障がいのある人の創造性や豊かな感性を育み、表現力を高めるとともに、障がいのある人の自主的な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができる文化芸術活動の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動に参加する機会の提供等)

県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がいのある人の文化芸術作品の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の障がいのある人が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の発展)

県は、障がいのある人の文化芸術活動の発展に資するよう、民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組の促進その他の障がいのある人の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における活躍の場の充実)

県は、障がいのある人の自立及び社会参加により地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【山形】 県は、障がい者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加活動を円滑に行うことができるよう、参加の機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

【宮崎】 県は、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ等（以下「文化芸術活動等」という。）

に参加することができる機会を確保するとともに、障がいのある人とない人が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を提供することによって、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

【埼玉】 県は、地域社会等における活動を通じた障害者の社会参加の促進のため、必要な施策を講ずるものとする。

【静岡】

(文化芸術活動)

県は、障害者が文化芸術活動に参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動に参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(障害者スポーツ)

県は、障害者のスポーツを振興し、及び障害者がスポーツに参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共にスポーツに参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

【鳥取】

(障がい者文化芸術の推進)

県は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動に主体的に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保するものとする。

2 県及び市町村は、障がい者の行う文化芸術活動を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発を行うこと。

(2) 障がい者が文化芸術活動において能力を発揮しやすいよう、障がい者の文化芸術活動の知識及び経験を有する者であってこれを支援するものの確保及び育成を図ること。

(3) 障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組を促進し、その育成を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うとともに、当該個人及び団体並びに文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ること。

3 県民は、障がい者の文化芸術活動について理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

県は、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 県及び市町村は、障がい者の行うスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発を行うこと。

(2) 本県の障がい者スポーツの選手が国際的な又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、障がい者スポーツに関する競技水準の向上を図ること。

- (3) 障がい者が安全かつ安心してスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツの知識及び経験を有する指導者の確保及び育成を図ること。
 - (4) 障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援を行うとともに、当該団体その他のスポーツ関係団体との緊密な連携を図ること。
- 3 県民は、障がい者スポーツについて理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

18 防災

- ① 県は、障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずる場合、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮する。

◎群馬県の考え

- 県は、防災に関し必要な施策を講ずる場合、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮する必要がある。

(参考)

障害者基本法

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(関連規定なし)

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第十条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、安全な日常生活又は社会活動が確保されるよう防犯、防災及び交通の安全に関する施策の推進に努めるものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

【山梨】県は、障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を講ずるものとする。

【徳島】県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態（以下「災害時等」という。）の場合において、障がいのある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。

2 県は、災害時等における障がいのある人の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。

【埼玉】県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障害者に対しその安全を確保するため、必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする。

【福岡】 県は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。

【鳥取】

(防災対策に係る支援)

第 19 条 県は、市町村が行う障がい者に係る防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(災害に備えた支え愛の地域づくり)

第 20 条 県及び市町村は、自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）に加え、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して、声掛け、避難所への同行その他の共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）を行うことができる関係を地域社会において築く取組（以下「支え愛の地域づくり」という。）を推進するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対し適切に支援が行われるよう、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。）の作成への支援に努めるものとする。

3 県及び市町村は、支え愛の地域づくりを推進するため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動の支援に努めるものとする。

19 障害者差別解消支援地域協議会

- ① 県は、地域における障害を理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織する

◎群馬県の考え

- 群馬県では既に法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を設置済であるが、条例で規定する。

(参考)

障害者基本法

(関連規定なし)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

人にやさしい福祉のまちづくり条例

第九条 県は、第七条第一項に規定する基本方針その他の人にやさしい福祉のまちづくりに関する重要事項を決定するときは、県民の意見を反映させるため、高齢者、障害者等、事業者、学識経験者等で構成する会議を設置し、意見を聴くものとする。

他県条例上の関連規定（H30年1月現在、26道府県が関連条例を制定）

法に基づく地域協議会を条例で設置している県【愛知、宮崎、埼玉、大阪、静岡、福岡】